

フォーカス [22条の2]

検察官の役割論(1)

斉藤豊治

戦後の少年法では検察官は少年審判への関与が否定されていたが、2000(平成12)年の法改正によって、検察官の関与が導入された。大正少年法では、検察官は少年事件の先議権を有し、少年審判所に事件を送致するかどうかは検察官の裁量に委ねられ、起訴猶予の枠内で少年審判所に事件が係属するとされた。

戦後の少年法では、少年の健全育成と人権保障を確保するため、司法機関である家庭裁判所が設けられ、全件送致主義が採用されて、家庭裁判所が先議権を有することになった。検察官は先議権を失い、事件をすべて家庭裁判所に送致することが義務づけられた。そのうえ、検察官は少年審判に関与できないものとされた。

戦後の少年法の制定は、GHQの指導の下に行われた。法務省は1951(昭和26)年の占領の終了後間もなくの頃から、少年法の全面改正作業に開始し、1966(昭和41)年に少年法改正構想、1970(昭和45)年に少年法改正要綱を公表した。刑罰主義を基調とした要綱には批判が強く、改正作業は1977(昭和52)年の中間報告で総括がなされ、作業は一旦取束した。改正作業の動きの中で、検察官の先議権の回復もしくは審判関与は、一貫して改正の主要な柱とされた。審判関与の制度化の要求は、主として処分決定に向けられていた。すなわち、家庭裁判所の処分が少年の健全育成を重視するあまり、社会の処罰感情、秩序維持を軽視しているというものであった。しかし、この主張は、当時の世論や専門家の支持を得ることができず、立法化には至らなかったのである¹。中間答申の柱のうち、適正手続保障の充実、保護観察や少年院の多様化は判例や政策のレベルで具体化していったが、検察官の審判関与は審判構造に大きな変化をもたらす可能性があるため、具体化されなかった。しかし、運用上は20条に関して、行為の重大性を重視して保護不適を理由とする検察官への逆送が定着し、広がった。しかし、審判関与自体は、ことの性質上、少年法の改正なくしては実現不可能であった。

1980年代以降、事実認定が争われる事件が続発し、少年審判における事実認定のあり方が厳しく問われるようになり、家庭裁判所の職権調査義務が強調されるようになった。少年に弁護士である付添人がついて事実を争う事件では、裁判官が少年に不利な方向での尋問や取調べを行う傾向が生じ、少年側からは家庭裁判所の中立性への疑問が生じるようになった。他方で、被害者側からは、検察官が関与しない手続構造の下で行われた事実認定が少年側に一方的に有利な事実認定が行われているという批判も、提起されるようになった。こうした事情を背景に、1990年代後半になると、検察官の審判関与を認め、事実認定の適正を図ろうとする動きが顕在化した。

その際、2つのアプローチが見られた。1つは、当事者主義化の提案である。すなわち、否認事件を中心に審判手続を対審化、当事者主義化し、起訴状一本主義・予断排除を採用し、伝聞法則等を認めることが提案された。このアプローチの論者の多くは、

録音・録画による捜査段階の可視化を併せて構想していた。日本弁護士連合会も基本的にこのアプローチを支持していた。いま1つのアプローチは、職権主義の手續構造を維持しつつ、事実認定の段階で検察官の関与を認めるという提案である。前者については、手續構造の根本的な変更をもたらし、少年を検察官と弁護士付添人間の攻撃・防御にさらし、少年審判の「懇切で和やかな雰囲気」を損ない、少年の意見表明権の保障を危くするという批判が行われた。2000年の少年法改正では後者のアプローチが採用されるに至った。

2000年改正後、少年審判は2つの形態の職権主義の手續構造が並存することになった。1つは、従来どおりの検察官が関与しない審判であり、改正後も数の上ではこれが圧倒的多数である。第2の職権主義は、検察官が関与した職権主義の形態である。改正法による検察官関与では、検察官はあくまでも事実認定の段階に限定して関与し、その役割は家庭裁判所の事実認定の協力者であり、当事者としての関与ではないとされた。

法務省側は戦後長い間、家庭裁判所の処分が甘いとして批判し、検察官関与を主張してきたが、しかし、2000年の改正では、事実認定の適正化という異なる文脈で検察官が審判に関与することになった。2000年改正の「原則逆送」制度の導入によって、重大事件に関する逆送、刑事処分の機会が増大した。その結果、重罰化するために検察官関与を制度化すべきであるとの要求は弱まっている。2000年改正では、事実認定の適正化の一環として、検察官の関与は非行事実の認定のための審判関与が認められた。もともと、「非行事実」の範囲は、犯罪構成事実だけではなく、犯行の動機、態様および結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む（少17条4項）とされている。その結果、非行事実は、要保護性の事実とその限りで実際には重なり合う。処分決定に関する手続には関与しないという改正の趣旨から言えば、「犯罪に密接に関連する重要な事実」は、運用において絞りがかけられるべきである。

適正な事実認定は、司法機関である家庭裁判所における最も重要な課題であり、それは少年自身や関係者、さらには国民の信頼を得るためにも不可欠である。少年にとっても、事実と真摯に向き合い、内省を深める上でも出発点となる。検察官関与は適正に運用されるならば、少年の立ち直りに寄与する場合もありえよう。2000年改正における検察官関与に対しては、検察官が関与することで審判がいたずらに追及的になり、糾問化し、少年が萎縮して、自分の意見や感情を表明できないという懸念があった。そのような事態を避けるには、いくつかの対応が必要であろう。

第1に、検察官はあくまで成長発達・健全育成への配慮義務を負う。糾問的、訴追官的な活動は、少年の成長発達・健全育成にとり有害なものであり、許されない。例えば、少年が知らないような少年のプライバシー情報を審判廷において明らかにすることは、原則として認められない²。

第2に、裁判官が手続主宰の権限を有するのであり、検察官が事実認定の協力者という役割を超えて、糾問的な活動を行おうとする場合、裁判官はそれを止めさせなければならない³。

第3に、人員配置との関連で可能であれば、捜査を担当した検事が引き続き審判にも関与することは避けるべきであろう。そうでなければ検察官は、捜査で抱いた心証に固執して、公正な立場で少年、証拠や事件を見直すことが難しいと思われる。

第4に、長期的に見れば、少年に対する教育的知識、経験を有する検察官を育成し、配置することが重要である。こうした少年係検察官の配置は、ヨーロッパのいくつかの国々で、長年実行されてきている。

このような検察官の役割は、刑事手続における役割とは大きく異なる。しかし、翻って考えれば、検察官は公益の代表者であり、原告官・訴追官という刑事手続での役割も、公益の代表者という立場を当事者主義の訴訟構造に適応させたものというべきであろう。少年審判では、家庭裁判所の事実認定における協力者という形で検察官は審判への関与を認められる立場にあり、それ自身が検察官の公益代表者という役割の下位概念である。

- 1 この間の経緯に関しては、守屋克彦「少年法改正の歴史と少年法」齊藤豊治＝守屋克彦編著『少年法の課題と展望(1)』(成文堂、2005年)1頁。
- 2 検察官関与と決定があった場合、事件の記録および証拠物を閲覧できる(少審規30条の5)。その閲覧は「非行事実の認定に資するため必要な限度で」認められるべきものである。閲覧の対象は、通常は法律記録である。社会記録に関する閲覧が認められるかに関しては、議論の余地がある。社会記録は、少年や家族の生活上のさまざまな事実を含むプライバシー情報・資料の集積であり、少年を始めとする関係者との面接等を通して得られるものも少なくない。検察官が社会記録を閲覧し、非行事実の認定に用いられるならば、調査の前提としての信頼・協力関係を損ない、ソースの枯渇を招く恐れがある(齊藤豊治〔2001〕「少年審判の構造と検察官の関与」編集委員会編『光藤景岐先生古稀祝賀論文集(下)』(成文堂)820頁)。これに対して、社会記録も、①立証等の端緒となりうる場合、②抗告受理申立て(少32条の4第1項)の検討に当たって法令違反や事実誤認が決定に影響を及ぼすか否かの判断のためなどに必要な場合について、閲覧できるとする積極説が有力である(甲斐行夫ほか〔2002〕『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』〔法曹会〕389頁、田宮裕＝廣瀬健二編〔2009〕『注釈少年法〔第3版〕』〔有斐閣〕257頁)。閲覧はあくまでも、「非行事実の認定に資するため必要な限度で」認められるにすぎないから、検察官から社会記録の閲覧の請求があった場合、裁判所は個別の検討を行い、「非行事実の認定に資するため必要であるかどうか」を判断しなければならない。なお、謄写は、法令上認められていない。
- 3 少年審判規則31条は、検察官の行きすぎた攻撃的な活動に関しても適用があると解される。